

鳥取県告示第 878 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 12 月 12 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 施行者の名称
鳥取市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
鳥取都市計画道路事業 3・5・13号雲山吉成線及び3・3・2号西円通寺裁判所線
- 3 事業施行期間
平成13年2月16日から平成22年3月31日まで
(変更前 平成13年2月16日から平成19年3月31日まで)
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし